

大市総第0432号
令和7年8月21日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第123号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月21日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和7年8月29日（金） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 7 1 号議案	大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例……………	(1)
第 7 2 号議案	大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例……………	(3)
第 7 3 号議案	工事請負契約の締結について（旭が丘小学校校舎長寿命化改良建築工事）……………	(4)
第 7 4 号議案	工事請負契約の締結について（旭が丘小学校校舎長寿命化改良設備工事）……………	(5)
第 7 5 号議案	工事請負契約の締結について（旭が丘小学校校舎長寿命化改良電気工事）……………	(6)
第 7 6 号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。））……………	(7)
第 7 7 号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市琴平岳展望所）	(8)
第 7 8 号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市営住宅及び共同施設）……………	(9)
第 7 9 号議案	工事施行に関する基本協定の変更について（大村線岩松・諫早間 4 0 k 4 7 0 m 付近市道惣原田惣原線整備工事）……………	(1 0)
第 8 0 号議案	市道路線の認定について……………	(1 1)
第 8 1 号議案	損害賠償の額を定め和解することについて……………	(1 2)
第 8 2 号議案	損害賠償の額を定め和解することについて……………	(1 3)
報告第 2 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(1 4)
報告第 2 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(1 6)
報告第 2 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(1 8)
報告第 2 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(2 0)
第 8 3 号議案	令和 7 年度大村市一般会計補正予算（第 3 号）	
第 8 4 号議案	令和 7 年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 8 5 号議案	令和 7 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 8 6 号議案	令和 7 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	

- 第 8 7 号議案 令和 7 年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 8 号議案 令和 7 年度大村市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 9 号議案 令和 6 年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 0 号議案 令和 6 年度大村市モーターボート競走事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第 9 1 号議案 令和 6 年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 2 号議案 令和 6 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 3 号議案 令和 6 年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 4 号議案 令和 6 年度大村市病院事業決算の認定について
- 第 9 5 号議案 令和 6 年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 6 号議案 令和 6 年度大村市水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第 9 7 号議案 令和 6 年度大村市工業用水道事業決算の認定について
- 第 9 8 号議案 令和 6 年度大村市下水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第 9 9 号議案 令和 6 年度大村市農業集落排水事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 報告第 2 7 号 令和 6 年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 7 1 号議案

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年大村市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中 3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 1 に次のように加える。

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第 2 の 1 5 の項中

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 」

を

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」

に改め、

同表に次のように加える。

16 市長	大村市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
-------	--	----------------------

別表第3に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、令和7年12月22日から施行する。

令和7年8月29日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用事務に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する等の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 7 2 号議案

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部
を改正する条例

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年
大村市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、
同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正を踏まえ、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に要する
経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

第 7 3 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 旭が丘小学校校舎長寿命化改良建築工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 1, 8 9 2, 6 0 5, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 高瀬・富永・岡山特定建設工事共同企業体
代表者 大村市岩松町 2 6 番地 1
高瀬建設株式会社
代表取締役 高瀬 邦彦
- 5 竣工期限 令和 9 年 7 月 2 0 日

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 7 4 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 旭が丘小学校校舎長寿命化改良設備工事
- 2 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 3 契 約 金 額 3 4 5, 2 3 5, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 谷野・高瀬特定建設工事共同企業体
代表者 大村市協和町 7 7 7 番地 8
株式会社谷野電機空調
代表取締役 谷野 幸司
- 5 竣 工 期 限 令和 9 年 7 月 2 0 日

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 7 5 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 旭が丘小学校校舎長寿命化改良電気工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 2 5 8 , 2 3 6 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 脇電設・延寿寺電気商会特定建設工事共同企業体
代表者 大村市小路口町 7 6 9 番地 1 9
株式会社脇電設
代表取締役 新飼 泰弘
- 5 竣工期限 令和 9 年 7 月 2 0 日

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 7 6 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）
- 2 指 定 管 理 者 SNSO パートナース
代表者 大村市東三城町 6 番地 1
株式会社シンコー
代表取締役 田代 スミ子
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 7 7 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市琴平岳展望所
- 2 指 定 管 理 者 大村市坂口町 5 0 0 番地 5
株式会社琴花園
代表取締役 大塚 正一
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 7 8 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市営住宅及び共同施設
- 2 指 定 管 理 者 大村市東三城町 6 番地 1
株式会社シンコー
代表取締役 田代 スミ子
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 7 9 号議案

工事施行に関する基本協定の変更について

令和 6 年 7 月 3 日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村線岩松・諫早間 4 0 k 4 7 0 m 付近市道惣原田惣原線整備工事」に関する基本協定について、協定金額及び竣工期限を次のとおり変更する。

1 協定金額

変更前 2 9 0 , 9 2 0 , 0 0 0 円

変更後 4 7 6 , 1 4 1 , 0 0 0 円 (1 8 5 , 2 2 1 , 0 0 0 円の増額)

2 竣工期限

変更前 令和 8 年 3 月 3 1 日

変更後 令和 9 年 3 月 3 1 日

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 0 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路 線 番 号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
2 0 2 3 1	宮 小 路 三 丁 目 7 号 線	宮小路三丁目	宮小路三丁目	
4 0 2 6 9	三 城 町 8 号 線	三 城 町	三 城 町	
5 0 0 6 8	大 里 町 1 号 線	大 里 町	大 里 町	
5 0 0 6 9	大 里 町 2 号 線	大 里 町	大 里 町	
5 0 0 7 0	大 里 町 3 号 線	大 里 町	大 里 町	

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第81号議案

損害賠償の額を定め和解することについて

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

大村市長 園田裕史

1 損害賠償及び和解の相手方

██████████

2 和解条項の要旨

- (1) 大村市は、相手方に対し、金 805,620 円を支払う。
- (2) 相手方は、大村市に対して、本件に関し今後上記の和解金を除き一切の請求をしない。

第82号議案

損害賠償の額を定め和解することについて

濁水の流入による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第４０条第２項並びに大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和４１年大村市条例第２２号）第７条第２号及び第３号の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

大村市長 園田 裕 史

1 損害賠償及び和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 和解条項の要旨

- (1) 大村市は、相手方に対し、金1,057,980円を支払う。
- (2) 相手方は、大村市に対して、本件に関し今後上記の和解金を除き一切の請求をしない。

報告第 23 号

専決処分の報告について

市道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

大村市長 園 田 裕 史

專決第17号

專 決 処 分 書

市道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和２８年大村市条例第６３号）本則第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月12日

大村市長 園田 裕 史

- 1 損害賠償の額 25,905円

- ## 2 損害賠償の相手方

報告第 2 4 号

専決処分の報告について

市道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第18号

專 決 処 分 書

市道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和２８年大村市条例第６３号）本則第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月12日

大村市長 園田 裕史

- 1 損害賠償の額 98,248円

- ## 2 損害賠償の相手方

報告第 25 号

専決処分の報告について

広域農道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第19号

專 決 処 分 書

広域農道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和２８年大村市条例第６３号）本則第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月12日

大村市長 園田 裕 史

- 1 損害賠償の額 89,109円

- ## 2 損害賠償の相手方

報告第 26 号

専決処分の報告について

広域農道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第20号

專 決 処 分 書

広域農道上の自動車損傷事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和２８年大村市条例第６３号）本則第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月19日

大村市長 園田 裕史

- 1 損害賠償の額 68,640円

- ## 2 損害賠償の相手方